

介護労働者の人材確保に関する特別措置法案 政策ペーパー

民主党

1. 介護現場での人材難についての現状認識

近年、介護分野の労働条件の悪化と、人手不足は深刻化する一方であり、これは、すべての国民の老後の危機でもある。民主党は、このような介護分野での人材難がもたらされた最大の原因は、介護職員の待遇の低さ—特に低賃金—であると考え、この危機的状況を打開するために、介護労働者の待遇改善・賃金引き上げが早急に必要であると判断した。

2. 介護労働者の人材確保に関する緊急措置法の制定

介護労働者の待遇改善のために、このたび民主党は、「介護労働者の人材確保に関する特別措置法案」を制定し、人材確保に関する理念を明確にしている。

この法案では、国の責務として、介護を担う優れた人材が確保されるようにするため、介護報酬の加算額に関する基準を定めるに当たって、他の業種に従事する労働者の平均的な賃金の水準を勘案することとしている。したがって、介護労働者の平均賃金の見込額が基準を上回る認定事業所に対して、介護報酬を加算することを義務づける。また、事業主についても、介護職員の労働条件を改善する努力規定を課す。

3. 認定事業所に対する介護報酬の加算—平成20年4月に緊急介護報酬改定—

特別措置法によって、理念の明確化のみでなく、平成20年4月から、平均賃金の金額が一定以上となる見込みの認定事業所に対して、介護報酬を3%加算する介護報酬の緊急改定を行う。

全事業所が認定事業所となった場合、平成17年度の介護費用総額約6兆円からみて、介護報酬の3%すなわち約1800億円の介護報酬の増額となる。この増額分をすべて人件費に充当すれば、介護労働者約80万人（常勤換算）に対して、月額2万円程度の賃金引き上げが可能となる。現時点では、認定事業所となる事業所は全体の約50%と考えており、財源規模は約900億円と推計している。

なお、この財源は全額、税財源とし、介護保険料の引き上げはしない。また、介護報酬の加算分は介護保険から10割給付にすることにより、認可事業所における利用者負担をアップさせないこととする。

・ 賃金引き上げの目安（一人当たり）	月2万円
・ 認定事業所の介護報酬加算率	3%
・ 認定事業所となる割合	50%（推計）
・ 必要な財源規模	900億円